

琴浦町区長会資料

総務課	部落自治振興交付金追加交付金	1
	小型除雪機購入補助金	4
	認可地縁団体について	5
	個別避難計画の作成について	6
企画政策課	広報ことうら、行政放送について	8
町民生活課	分別回収実証実験について	9
商工観光課	農林業センサスについて	10
人権・同和教育課	人権・同和教育部落懇談会の開催について	11
議会事務局	議会報告会・意見交換会の開催について	12
琴浦町社会福祉協議会	琴浦町社会福祉協議会からのお知らせ	13

自治振興交付金・公民館登記手数料等交付金（予算額 30万円）

1 概要

- ・認可地縁団体の設立及び町から認可地縁団体への所有権移転を促進する目的で、自治会が使用している公民館のうち、土地又は建物が町名義又は個人名義となっている登記を自治会名義へ移転する際にかかる費用の一部を支援します。

2 内容、要件

- ・対象団体 自治会
- ・交付要件
 - ・認可地縁団体を設立していること
 - ・自治会で使用している公民館の土地又は建物の名義を認可地縁団体にすること(特例登記を含む。)

・補助対象費用

- ・登録免許税
- ・司法書士、土地家屋調査士に登記手続きを依頼した際に発生した費用

- ・交付金額 1自治会あたり上限10万円（補助率10/10）

・申請期限 令和7年3月14日(金)

- ※令和6年度～令和8年度の3年間のみ申請可能とします。
- ※申請の際には役場総務課までご連絡ください。

3 その他

- ・交付金は1,000円未満を切り捨てた額になります。
- ・追加交付金の予算額には限りがあります。早めの申請をお願いします。



1 概要

- ・自治会が所有、若しくは管理する広場の整備費用に対して交付金を支出する。
- ・公園譲渡も同時に公募し、譲渡を受けた自治会が整備を行う場合にも交付金を支出する。

2 交付要件

- ・対象団体 自治会等の団体
- ・対象広場 ①自治会若しくは自治会構成員が所有し、日常的に管理可能な広場。
②児童の遊び場、住民交流の場として利用可能な広場。
- ・交付金額 上限300千円（補助率1/2） ※予算の範囲内で決定
- ・対象事業 遊具等の施設新設、維持管理を容易にするための伐採等

3 対象事業の例

遊具設置	花壇整備	樹木剪定	防草シート設置
			

4 事業全体の流れ

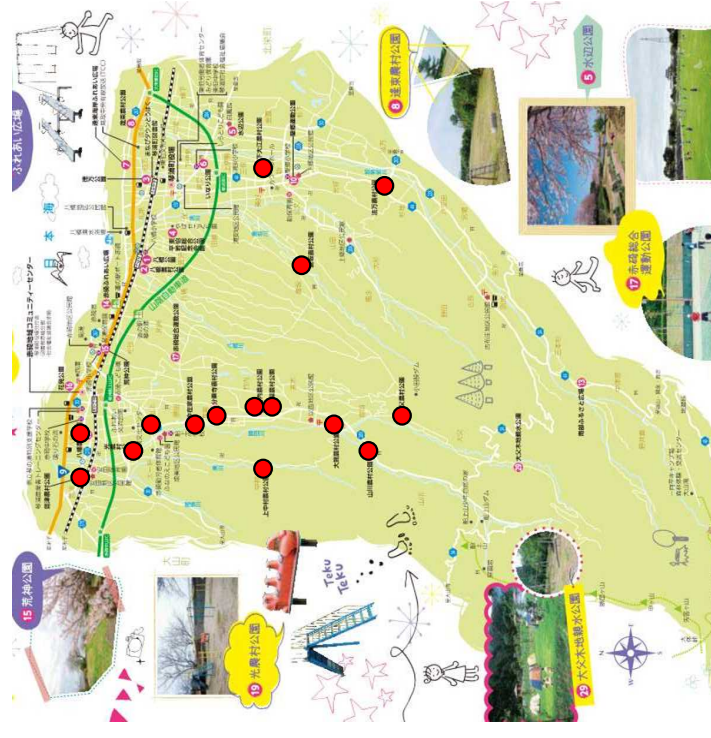


詳しくは総務課 施設管理室にご相談ください。

5 【参考】譲渡対象公園の一覧、位置図

対象となる公園

東桜ヶ丘、出上、扇、下大江農村、倉坂農村、分乗寺農村、上中村農村、山川農村、金屋農村、竹内農村、大熊農村、大父農村（以下位置図の赤丸箇所）



自治振興交付金・除雪活動（予算額 225万円）

1 概要

- ・降雪時における生活道路のいち早い通行確保のため、部落が自主的に行う除雪活動について、かかる費用の一部を支援します。

2 内容、要件

- ・対象団体 自治会
- ・交付要件 部落内の生活道路を除雪したとき申請の対象となります。
- ・補助対象費用 ※生活道路とは、家に行くためや通勤・通学に使用する道路や通路のことをいいます。
除雪用機械の消耗部品購入費

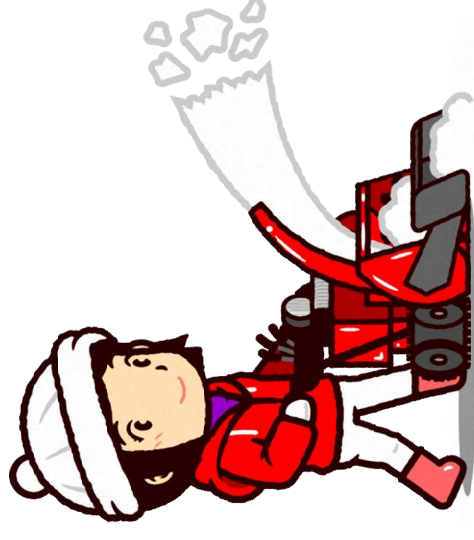
- 除雪用機械の修繕費
- 除雪用機械の燃料費

- 業者に除雪を依頼した場合の委託料
- 除雪用機械の借上料

特殊な資格（整地系機械、大型特殊など）が必要な機械や歩道除雪機を住民が操作した場合の報酬・謝礼
（単に住民が除雪作業にあたった場合の労務費は対象外です）

- ・交付金額 1自治会あたり上限7万5千円（補助率2/3）
- ・申請期限 **令和7年3月14日（金）**（申請は1年度につき1回に限ります）

申請の際には役場**総務課**までご連絡ください。



3 その他

- ・複数の自治会が合同で除雪活動を行う場合も申請可能です。（代表の部落が申請してください）この際の追加交付金の限度額は、構成する部落数で乗じた額になります。
- ・**除雪シーズンは年をまたぐため、区長の交代がある場合は、引き継ぎをお願いします。**
- ・補助金は100円未満を切り捨てた額になります。
- ・追加交付金の予算額には限りがあります。早めの申請をお願いします。

小型除雪機 購入補助金 (予算額 200万円)

※昨年との変更点を赤字表記しています。

1 概要

- ・降雪時における通行確保のため、部落が自主的に行う除雪活動に利用する小型除雪機等の購入を支援します。

2 内容、要件

- ・対象団体 認可地縁団体である自治会
- ・交付要件 ①部落が行う除雪活動に利用するため小型除雪機等を購入したとき
②当年度にコミュニティ助成事業を利用して購入する除雪機が、コミュニティ助成事業の補助上限額を超える場合
ただし、①の場合を優先して交付します。
- ・補助対象費用 ①小型除雪機の購入、農業用のトラクターへ設置する除雪用パーツ
(バケット、スノーブローア等) の購入及び装着費
②当年度コミュニティ助成事業を利用して除雪機を購入する際、コミュニティ助成事業の補助上限額を超えた額

・交付金額 1自治会あたり上限100万円 (補助率3/4) (1自治会 1台/年度)

・相談受付 **6月末まで** 今年度はお知らせ通知を送りません。早めのご相談をお願いいたします。

3 その他

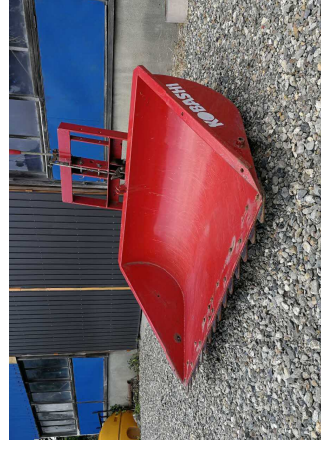
- ・補助金は1,000円未満を切り捨てた額になります。
- ・予算額には限りがあります。早めの相談をお願いします。



小型除雪機



スノーブローワ



バケット

認可地縁団体について

1 地縁による団体(地縁団体)とは？

地縁団体とは、地方自治法第260条の2第1項で、「町又は字の区域その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体」として位置づけられる、いわゆる町内会・自治会などの地縁による団体のことを指します。

2 地縁団体の認可

- 地縁団体として法人格を得るためには、町長への申請が必要です。
 - 申請書を受け付け、町長が団体の認可、告示を行うことにより法人格を得ます。
→町長の告示をもって法人登記に代えることになります。
- ※一般企業であれば、法人の設立について法務局へ登記を行う必要がありますが、地縁団体は、その手続きは必要ありません。ただし、土地・建物登記の手続きは法務局で行う必要があります。

3 部落名義で不動産登記をすることのメリット

- 個人名での登記は名義人が亡くなった場合、相続登記をする必要が生じますが、部落名義で登記した場合は不要となります。
- 一度部落名義で登記を行えば、次から名義変更の手続きが不要となり、経費節減となります。
- コミュニティセンター助成事業による部落公民館の建築又は大規模修繕の申請が可能となります。
- 設立の次年度1回に限り、部落自治振興交付金の追加分(1万円)が交付されます。

4 認可後の地縁団体について

- 法務局で土地、建物の名義を自治会名義で登記することができます。登記の手続きや費用等は各自治会負担です。手続き等詳しくは、法務局にお問い合わせください。
- 登記をされた場合には、固定資産税等が課税されます。ただし、公民館など公共的に使用するものについては減免対象となりますので、税務課で手続きをしてください。
- 自治会の印鑑を登録することができます。
- 地縁団体証明書、印鑑登録証明書の発行は総務課にて承ります。
- 認可後も、住民により任意的に組織された団体であることに変わりありませんので、活動や運営方法について、町は一般的な指導・監督権限を持ちません。

5 お問い合わせ

申請その他手続きに関しては、以下にご相談ください。

総務課 行政総務室 電話 0858-52-2111 FAX 0858-49-0000
E-Mail soumu@town,kotoura.tottori.jp

個別避難計画の作成について

東日本大震災など近年の災害において、多くの高齢者や障がい者が逃げ遅れ、被害にあわれる事例が見られました。

※令和2年7月豪雨災害における死者のうち、65歳以上の割合：約79%

琴浦町では、災害発生時の避難に支援が必要な方へ適切な支援が行えるよう、あらかじめ避難場所や避難方法、支援を行う方などを決めておく個別避難計画の作成を進めており、令和5年度末時点で45件作成しています。

個別避難計画作成の取り組みは、「自助」「共助」の考えに基づき、災害時のスムーズな助け合いを行うことができ、誰ひとり取り残さない防災に繋がります。

これまでに支え愛マップに取り組んだ自治会や、支援を必要とする方・支援ができる方などをすでに決めている自治会など、町が作成する「個別避難計画」について、ご協力をお願いします。

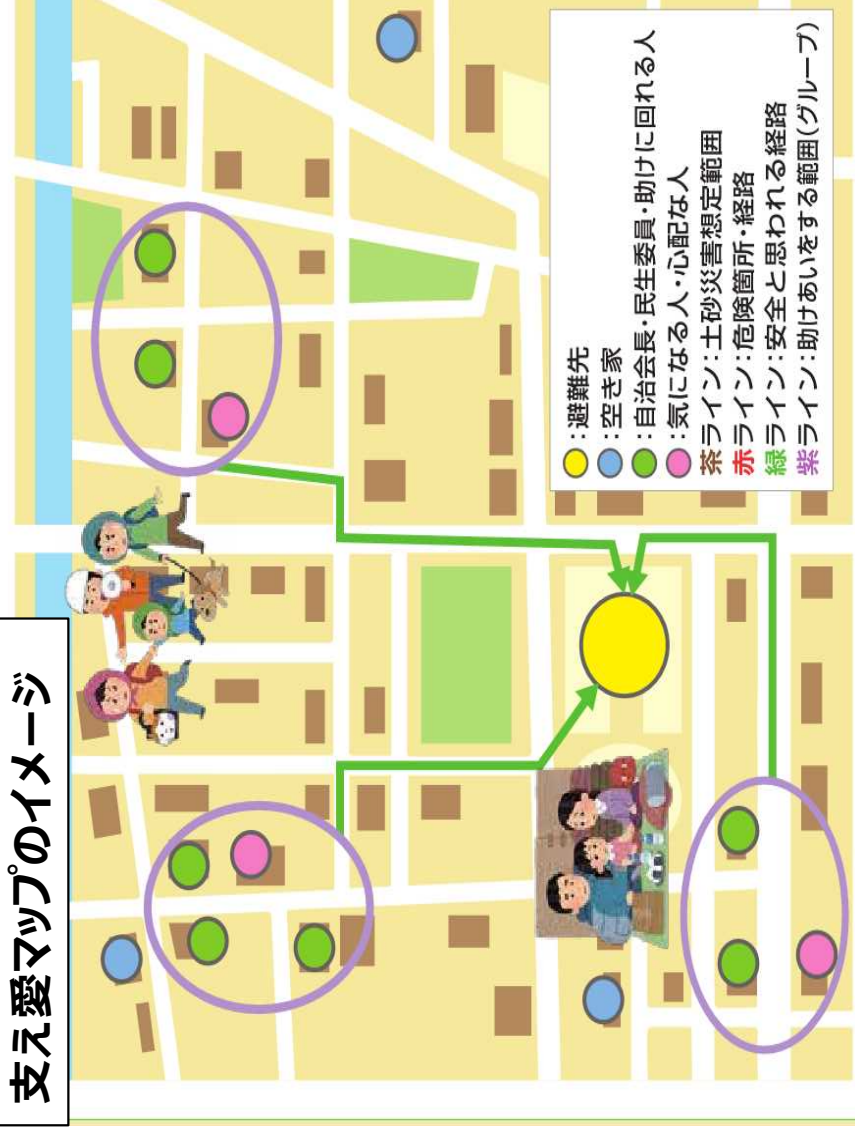
支え愛マップの作成について

支え愛マップとは

災害時に支援を必要とする人や支援ができる人、避難場所や地域の危険箇所などを記載した地図のことで、災害時の自助・共助を推進するため、取り組みを進めています。

支え愛マップは、琴浦町社会福祉協議会、町と協力して、自治会が作成するものです。詳細な説明など、自治会へ訪問させていただきまして、作成を行っていない自治会は、作成についてご検討をお願いします。

支え愛マップのイメージ



【企画政策課】

問合せ先 電話 52-1708

1 広報ことうら お知らせ版の廃止について

町民に伝わる情報発信と情報共有を推進していくため、広報紙をはじめ行政放送等さまざまな媒体を活用し、幅広く行政情報を発信しています。

昨今の紙代高騰の影響により、令和6年度から広報ことうら「お知らせ版」（広報ことうら折り込み・両面A3版）を廃止し、同内容は本誌掲載とします。

【広報ことうら「お知らせ版」の廃止】

実施時期 令和6年5月号（新年度予算発注分）から

※広報ことうら「お知らせ版」の一部内容については本誌へ移行する。
（移行にあたり、本誌を通常より2ページ増加して対応）

2 行政放送の放送日変更について

これまで定時の行政放送を毎日行ってきましたが、SNSの活用等による新たな媒体での情報発信を進めているため、令和6年4月より月曜日から土曜日の放送へと変更しました。

【行政放送の放送日変更】

実施時期 令和6年4月より日曜日の定時放送は行わない。

〔4月7日（日）の定時放送（朝6時20分、夜7時45分）から〕

※緊急放送、選挙等の臨時放送については、日曜日についてもこれまで通り行う。

生ごみ分別回収の実証実験

町民生活課 ゼロカーボン推進室

分別回収によるリサイクル率向上とごみの減量を目指し、実証実験による検証を行う

○実証実験の方法

実証実験に参画する集落を募集し2ヶ月間実施する。
(2～3集落程度・約120世帯程度での実施を想定)
可燃ごみの回収場所に生ごみ専用の分別回収用バケツを設置し、収集を行い堆肥センターへ搬入し堆肥化する。
取組んだ集落などから意見を集約し、それを基に実証実験の結果を取りまとめる。

○現在分別回収しているごみの区分(14品目)

- ・可燃ごみ ・不燃ごみ ・小型家電 ・びん類
- ・資源ごみ(新聞/チラシ、雑誌類、布類、段ボール、牛乳パック類、トレイ、発泡スチロール、ペットボトル)
- ・缶類 ・軟質プラスチック

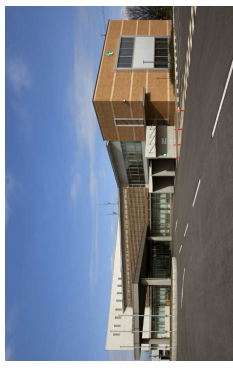
○実証により分別回収するごみの区分

- ・生ごみ(週3回)

○検討会の構成員

自治会役員、収集事業者、環境に関する活動を行う団体等

※体制整備・意見集約・結果まとめ

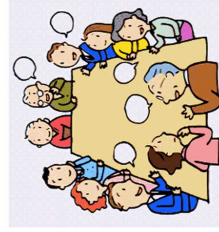
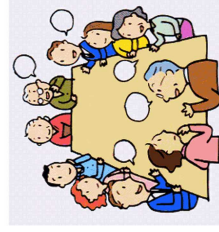
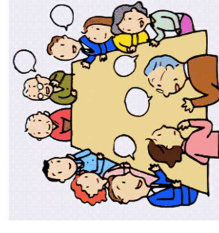


役場



意見提出

報奨金



集落

※実証実験参加・収集場所管理・意見集約

●報奨金 自治会 - 参加世帯数×3,000円

【商工観光課】

問合せ先 電話 52-1713

1 農林業センサスのご協力について（令和7年2月）

令和6年度は、全国一斉に農林業センサス（統計調査）が実施されます。

農林業の生産構造や就業構造、農山村地域の基本構造の実態を調査し、今後の農林業施策の基礎資料となる5年に1度行われる重要な調査です。

本調査の実施について、調査基準日前に調査員が対象者宅を訪問しますので、格段のご配慮とご協力をお願いいたします。

【農林業センサス】

調査基準日： 令和7年2月1日

調査対象： 農林業を営んでいるすべての農家、林家、法人組織

2 農林業センサス調査員募集のご協力について（令和6年5～9月）

上記の農林業センサス実施に伴い、下記のとおり調査員を募集します。近年、調査員の確保が非常に困難になっているため、募集の際に各部落での推薦等お願いする場合がありますので、ご協力をお願いいたします。

【農林業センサス調査員募集】

調査概要： 農林業の生産構造や就業構造、農山村地域の基本構造の実態調査

調査方法： 調査員が対象者宅を戸別訪問

募集期間： 令和6年5月～9月

任期： 令和6年12月中旬～令和7年2月中旬予定

調査員報酬： 1万円～7万円（平均3万円）※調査件数によって異なります

【人権・同和教育課】

問合せ先 電話 52-1162

1 人権・同和教育部落懇談会の開催について

コロナ禍の間、TCC人権啓発番組を活用して各家庭で取り組むかたちで人権・同和教育部落懇談会を実施していましたが、今年度からは、各部落単位で開催する方法で行います。各部落の役員の皆様ご協力よろしく申し上げます。

テーマ「災害と人権」

災害に備える地域での取組みや、地域に暮らす様々な人々と必要な配慮について、各部落の皆様で考えていただきます。

※ 町職員も各部落の役員の皆様と連携して推進を行います。

開催時期 10月～12月

今後のスケジュール

- ・ 各区長に対し、懇談会開催の協力のお願い。開催の意向確認。（4月）
- ・ 各地区事前説明会（9月）
各区長・人権教育推進員等に懇談会のねらい・教材・推進方法の説明。
人権研修
- ・ 部落懇談会の開催（10月～12月）
教材による話し合い、アンケート

【議会事務局】

問合せ先 電話 52-1710

1 議会報告会・意見交換会の開催について

琴浦町議会では、町民の皆様のご意見を議会内での議論や政策形成につなげていくため、議会が主催し、議会報告会・意見交換会を開催しています。

感染症等の予防対策に努めながら各部落や団体からの要望に応じたり、議員が向き、町民の皆様のご意見を伺います。

詳しくは、議会事務局までお気軽にご連絡ください。

【町社会福祉協議会】

問合せ先 電話 52-3600

1 福祉委員・愛の輪協力員の選任について

集落に福祉委員・愛の輪協力員の選任をお願いします。

2 福祉委員の活動（役割）について

集落内の見守りや支え合い活動の取組をすすめます。

- (1) 地域福祉活動の推進、地域での困りごとの相談や、災害時における安否確認や情報伝達など
- (2) 区長・民生児童委員・愛の輪協力員・福祉関係機関等との連携や協力

3 愛の輪協力員の活動（役割）について

区長、福祉委員と連携して、集落内で気になる方の見守りや安否確認を行います。

4 福祉連絡会立ち上げ支援について

区長、福祉委員、愛の輪協力員、民生児童委員などが集まり、集落内の気づいた課題や心配な人への見守りなどについて定期的に集まって話し合う場です。

社協職員が福祉連絡会の立ち上げの支援等集落に出向きます。

- ・福祉委員・愛の輪協力員研修会（年1回） 令和7年3月予定

5 支え愛マップづくりについて

集落内の危険個所の確認、災害時や平常時において見守りが必要な方や避難場所・避難経路などについて、地図を囲んで住民同士で支え合う取組を支援します。

- ・実施集落に対し50,000円助成（予定）します。
- ・マップの見直し（更新）を支援します。

6 広報について

町民へ地域福祉活動、福祉サービスについての情報を提供します。

(1) 広報紙

広報紙「福祉だより」を年3回（5、9、1月）発行します。

発行前月末にお届けしますので、各戸に配布していただきますようお願いいたします。

(2) ホームページ

ホームページに地域福祉活動、福祉サービス、ボランティア活動などを掲載しています。また、各種申請書がダウンロードして使用できます。

7 社会福祉協議会の会費について

地域福祉推進のための事業費に充てます。

一般会費は町内全世帯を対象に5月に一世帯当たり1,000円をお願いします。

6月末までに、とりまとめを各集落の福祉委員をお願いします。

8 赤い羽根共同募金について

社協が取組む地域福祉活動をはじめ、学校、福祉団体、ボランティア団体、集落の地域福祉活動に対して助成します。

赤い羽根共同募金は、10月1日から始まります。

戸別募金は町内全世帯を対象に一世帯当り700円(予定)を目安にお願いします。

とりまとめを各集落の福祉委員にお願いします。

9 歳末たすけあい募金について

就学支援を目的に小中学校入学祝品を贈呈します。

歳末たすけあい運動は、12月1日から始まりますが、10月の赤い羽根募金と併せてとりまとめをお願いします。

戸別募金は町内全世帯を対象に一世帯当り100円(予定)を目安にお願いします。

とりまとめを各集落の福祉委員にお願いします。

10 集落訪問について

国が進める「地域共生社会の実現に向けた取組」として、住民同士で支え合える地域づくりをすすめています。

各集落に社協職員が訪問します。集落の現状を聞き取り、集落の支え合いについて一緒に考えていきますので、集落訪問にご協力ください。

11 学用品・子ども服リユースについて

子どもの就学及び子育て世帯を支援するため、まだ使用できる学用品・子ども服の譲渡会を行います。

12 その他

(1) フードサポート事業・生活用品支援事業について

一時的に食べるものがない、買えない状況になった町民の方に対して、町民・事業所の方々から提供をしていただいた食料や生活用品を支援します。

(2) 生活福祉資金貸付について

低所得者や高齢者、障がい者世帯の一時的な生活を経済的に支えるとともに、自立を支援することを目的に相談を受けます。